

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：34428

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2013

課題番号：21500618

研究課題名(和文) スポーツ振興法制の研究 フランスのスポーツ法典を資料として

研究課題名(英文) A study on sports promotion legislation using the French sports code

研究代表者

石井 信輝 (ISHII, Nobuki)

摂南大学・法学部・准教授

研究者番号：00288044

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円、(間接経費) 1,050,000円

研究成果の概要(和文)：フランスのスポーツ領域における基本法であるスポーツ法典の命令の部分を翻訳し、それらの条文を分析・検討した。その結果、フランスのスポーツ法制に関する知見を獲得した。また、そこで獲得した知見を用いることによって、スポーツ振興法制の整備を行うに際して参考となる視点を示唆した。それらのことによって、我が国におけるスポーツ振興に寄与した。

研究成果の概要(英文)：First, we have translated the regulatory section of the French sports code, which is the fundamental law of sports in France, then analyzed the provisions of the code. As a result, this study has acquired the knowledge concerning sports legislation in France. In addition, with the knowledge acquired through this study, we pointed out some necessary perspective for establishing sports legislation.

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学・スポーツ科学

キーワード：スポーツ 法制 フランス

1. 研究開始当初の背景

わが国においてスポーツ振興に関する体系的な法律としてはじめて整備されたのは、1962年の「スポーツ振興法」であった。同法は、わが国におけるスポーツ振興に一定の役割を果たしてきた。しかしながら制定当事と比較して、私たちの生活の中のさまざまな側面にスポーツ活動が浸透してきたために、同法では射程しえない領域が存在するようになった。そのため、現在の状況に即した実行力を持つ新しいスポーツ振興法の制定の必要性が認められるようになった。

2. 研究の目的

上記のような背景を踏まえて本研究においては、諸外国のスポーツ振興法制、特にその整備が進んだ国の一つであるフランスの動向を調査・検討し、知見の獲得を図ることとした。またそこで獲得した知見を、わが国における新しいスポーツ振興法制の整備に関する資料として提供することによって、スポーツ振興に寄与することを研究の目的とした。

3. 研究の方法

(1) フランススポーツ法典に関して

フランスのスポーツ法典には、法律の部分と命令の部分が存在する。法律の部分はすでに逐語訳が完了しているため、命令の部分日本語に翻訳するとともに、その条文の分析を行う。また、条文の解釈や全体構造の理解をスムーズに行うために、研究協力者との意見交換を行い、フランスのスポーツ法典の全容を明らかにする。

(2) 関連資料の収集と分析

翻訳作業と並行して、本研究を遂行するための関連資料(例えば、Jurisportなどを)、研究支援者やフランスの法令集を閲覧することができるインターネットサイトから提供を受けるとともに、収集した資料を検討し、フランスのスポーツ振興法制の動向の手がかりとする。

(3) 研究成果のまとめと成果の公表

上記の手続きを経て獲得されたスポーツ振興法制に関する知見をまとめ、それを学会等で公表し、広く社会に還元する。

4. 研究成果

本研究の成果は、摂南大学法学部の紀要である『摂南法学』の第44号(2011年12月)、第45号(2012年6月)、第47号(2013年8月)及び第48号(2014年2月)において公表した。特に48号においては、まずスポーツ法典の現在の構造が、2008年2月28日より、法律の部分とデクレおよびアレテの二つの命令の部分命令の部分からなる、3部構成であることを示した。また、同法の条文を検討・分析した結果、以下のような規定であることを明らかにした：

(1) スポーツ選手の育成と指導者の養成について

スポーツ指導者

A. スポーツ技術顧問官

認可を得たスポーツ連盟は、L.131-12条にいうスポーツ技術顧問官として、テクニカルディレクター、ナショナルコーチ、ナショナル技術顧問官又は地域技術顧問官を実質的に選任するといえよう(正確には、テクニカルディレクターの選任に際しては当該連盟の会長の、テクニカルディレクター以外の選任に際してはテクニカルディレクターの意見が聴取され、その後スポーツ担当大臣が選任する、R.131-17条)。連盟のナショナルテクニカル部門を統括、活性化する任務を負うテクニカルディレクターは、スポーツ連盟のスポーツ戦略の明確化、実行方の監視に協力するとともに、その評価に寄与する(R.131-16条)。ナショナルコーチは、フランス代表チームメンバーを統率し、連盟のハイレベルスポーツへの到達を支えるネットワークの活性化に参画する(R.131-16条)。ナショナル技術顧問官及び地域技術顧問官は、ナショナルレベルで又は担当地域レベルで、スポーツ選手の観察と分析、助言と査定並びに統率、技術指導員の養成、及び当該スポーツ連盟のスポーツ活動の組織化と発展という責務を負う(R.131-16条)。なお、これらの職員の任期は4年とされるが再任を妨げられない(R.131-19条)。連盟ごとに割り振られる国が俸給を負担する当該職員数は、スポーツ担当大臣が作成する一覧表の中に記載される(R.131-19条)。

B. スポーツ指導者資格

俸給を対価としてスポーツの指導を行う場合には、活動に適合する資格証、職業適合資格又は有資格証明書を所持することが必須である(L.212-1条)。また、3種類の資格(証)のリストは、スポーツ担当大臣が決し(R.212-2条)、厳格な管理がなされており、ここにもフランスのスポーツ行政の一端を垣間見ることができよう。

スポーツ選手の育成

A. 育成施設

フランスのスポーツ法典が規定する公営育成施設は、以下の5つである：

1) 国立体育・スポーツ研究所(スポーツ及び身体活動の振興に関する国の政策、特にハイレベルスポーツに関する領域に参画する、D.211-1条)；

2) 国立馬術学校(馬術や乗馬の職業としての形成を保障する等、D.211-20条)；

3) ヨット・水上スポーツ学校(水上スポーツの推進とスポーツとしての発展等、D.211-37条)；

4) 国立スキー・登山学校(スキーおよび山岳スポーツの指導方法の策定、山岳スポーツに職業として携わる専門家の養成等、D.211-53条)；

5) 民衆教育・スポーツセンター(関係する地方自治体や団体との連携のもとに、身体・スポーツ活動の振興に寄与する(R.211-69条))

B. 育成ネットワークと選手のカテゴリー

フランス政府（スポーツ省）は、上記の公営施設や非営利団体等が設立する育成センターに加えて、権限を委任されたスポーツ連盟に対して、当該種目において選手を最高の水準に到達させ、同時に学校教育や職業生活への準備を保障する「ハイレベルスポーツへの到達を支えるネットワーク」を設置することを認めている（D.221-17条）。このネットワークは、主に「ポール・フランス」又は「ポール・エスポワール」と称し（D.221-19条）、スポーツ法典 L.211-9条や L.211-10条が規定する中等教育機関又は高等教育機関において必要な教育支援（例えば、出張講義等の措置も取られる）とハイレベルのスポーツトレーニングを提供している（D.221-20条）。

ポール・フランスは、ハイレベルスポーツ選手名簿の「エリート」、「シニア」及び「ユース」のカテゴリーに登録される選手を中心に受け入れ（D.221-21条）、ポール・エスポワールは R.221-21条にいう「有望」の名簿に登録される選手を受け入れる（D.221-21条）。両ネットワークへの受け入れは登録年度に満 12 歳以上の者に限られる（D.221-20条と 22条）。上記ハイレベルスポーツ選手名簿に記載された選手は、出願者に要求される資格証要件を満たさないときでも、国、地方公共団体及びその公共機関並びに、全ての国有会社又は資本混合会社が実施する採用試験に出願することができる（L.221-3条）等の、優遇措置に浴することができる。すなわちハイレベルスポーツ（ネットワーク）とは、ただ単にスポーツエリート又はプロフェッショナルを養成するための制度ではなく、教育的な支援を通してスポーツ選手の社会的適応やセカンドキャリアの構築にも備えた制度であるといえよう。なお、このようなネットワークの認証に対する意見の表明や選手のカテゴリー分け基準の策定を含む、ハイレベルスポーツに関する国家政策全般に関する指針を決定する機関として、全国ハイレベルスポーツ委員会が設置されている（R.221-36条）。

（2）スポーツ選手の健康と反ドーピング

スポーツ選手の健康

スポーツ連盟によって組織又は承認されるスポーツ競技への参加は、L.131-6条にいうスポーツ競技の実施に関する禁忌指示事項の不在を証明する医学検査証の交付証明が記載された選手資格証の提示を条件とする（L.231-3条）。上記スポーツ競技への参加を望む者は、初回の選手資格証交付に際してこの医学的な検査を必ず受診しなければならず、以後の定期的な更新は年齢や種目に応じて連盟ごとに決められている（L.231-2条）。また、L.222-2条 1項にいうハイレベルスポーツ選手資格を獲得するためには、検査結果が選手及びスポーツ連盟が指定した医師に対して報告される、健康・スポーツ担当大臣のアレテが詳細を規定する医学検査を受診

することが義務付けられている（R.221-2条）、反ドーピング

A. フランス反ドーピング庁

フランス反ドーピング庁（AFLD）は、ドーピングと戦うための活動（動物ドーピングを含む）を規定し、国際機関と協力してその実施にあたる、法人格を有する独立した行政庁である（L.232-5条、L.241-1条）。他方、ドーピングを予防する機関として、ドーピング予防のための医学情報収集局が設立される（L.232-1条）。同局は公立保健施設内に置かれ（D.232-1条、D.232-2条）ドーピングを行った者又は行う恐れのある者を対象にした相談業務を行うことを主な業務とする。このようにフランスにおいては、ドーピングに対する予防機関と取り締まり機関が別々に、公的機関として又は公的機関内に設立されているといえよう。

（3）スポーツ活動の実施と安全

スポーツ活動の実施

スポーツ法典はスポーツ実施の場所として野外（道路・土地・地下・河川）（L.311-1条）とスポーツ施設を想定している（L.312-1条以下）。前者の秩序ある発展を担う中心は県であり、そのため県は野外スポーツに係る空間・拠点・順路に関する県計画を策定する（L.311-3条）。この件計画の策定に協力するのが野外スポーツの空間・拠点・順路に関する県委員会である（R.311-2条）。この委員会は、野外スポーツに関する実施計画の修正、及び環境の整備と保護措置に関する全ての計画についての諮問機関として設置される（R.311-2条）。

後者に関しては、まず国土全体におけるスポーツ実施に関わる当該サービス、施設、空間・拠点・アクセス路への接近を促進するための、かつ市民の社会的統合を促すための国の役割を定義するスポーツ公共サービス基本計画（L.111-2条）の枠内において、国益を有するスポーツ施設の基本計画が策定され（L.312-1条）その計画に沿ってスポーツ活動を実施するための公共施設が整備される。スポーツ施設に公認を付与する機関として“スポーツ施設領域の安全に関する全国委員会”と“安全とアクセスに関する県諮問委員会”が存在する。前者は、スポーツ行事を受け入れるための公認の申請に関する様式と添付資料について、スポーツ担当等の関係大臣に対して意見を述べる事が主な役割であり（D.312-26条）後者は、スポーツ行事の開催に供される施設領域の公認に関する意見を付与する権能を有する（R.311-26条）。

（4）スポーツ活動に関する義務

保険加入義務

フランススポーツ法典 L.321-4条は傷害保険について、「スポーツの非営利団体と連盟は会員に対し、そのスポーツ実施により被り得る身体的損害を填補する対人保険に加入する利益を通知する。」と規定している。す

なわち、傷害保険に入るとは必ずしもスポーツ活動に参加する者の義務ではないが、スポーツの非営利団体と連盟は会員に対して、保険加入の利益を告知する必要があるということである。これに対して、スポーツの非営利団体、会社、連盟だけではなく（L.321-1条）連盟登録会員が参加するスポーツ行事を組織する者（L.331-9条）は、自らの民事責任及びその雇用者とボランティア、またスポーツ実施者の民事責任を補う保険に加入することが、義務づけられる。またスポーツ施設の興業者も、L.212-1条にいう指導者（俸給を対価として指導する者）興業者の全ての受託人、及び当該施設での指導活動を一時的または恒常的に行うことを認められた者の民事責任を補う保険に加入しなければならない、と規定されている（L.321-7条）。この義務に違反する者には罰則（L.321-2条、L.312-8条、L.312-12条）が規定されているだけでなく、L.321-7条にいう保険加入義務を遵守しない施設の開場を阻止し、あるいは一時的または恒久的閉鎖が命じられることもある（L.322-5条）。

上記に加えて、公道上でスポーツの競技・競争を行うに際しては（R.331-10条）その組織者が経済・財務大臣により認可された一又は複数の会社との間で、競技又はトライアル中に突発的に発生する事故、火災若しくは爆発による損害（具体的には、1．観客、第三者、競技者の身体的・物質的損害の発生に際して組織者又は競技者が負担する民事責任；2．警備、組織運営若しくは競技の監視に当たる国又は地方自治体の係官の身体的・物質的損害の発生に際して、組織者又は競技者が負担する民事責任；3．組織者又は実際の運営者の配下にあった公務員、係官若しくは軍人が、第三者に対して発生させた損害について、国、県又はコミュンが負担する民事責任）を担保する保険契約を締結しているときに限り開催が認可されることから、ここにも保険加入義務があるといえよう（R.331-10条）。同様に一般の利用に供される道路上又は一般利用に供されない場所で動力つき地上車両が参加して行われる集会と行事の実施は、組織者がフランス、その他のヨーロッパ連合の構成国又はヨーロッパ経済領域協定に参加する国において認可された、一つ又は複数の保険会社と結んだ保険契約書を、当局又はその代理に対して提示されることが前提となる（R.331-30条）。また、その保険契約は組織者、参加者及び組織者の同意のもとに運営に協力する全ての民事責任を補償し、身体的損害と物質的損害のそれぞれに関して補償される最低保証額は、経済担当大臣とスポーツ担当大臣との共同のアレテが決定することとなっている（R.331-30条）。

衛生と安全の保障義務

一つまたは複数のスポーツ若しくは身体活動が行われる施設は、当該活動及び施設の

種類ごとに規則が定める衛生と安全に関する保証書（関連スポーツ種目においてL.131-14条にいう権限の委任を受けたスポーツ連盟の意見をもとに、スポーツ担当大臣と関係大臣のアレテが規定する、R.322-7条）を提出しなければならない（L.322-2条）。これに違反する場合には、施設の開場を阻止し、あるいは一時的または恒久的閉鎖が命じられることもある（L.322-5条）。また施設の所在地の知事は、これら施設の経営者に対して必要な命令を通知し、経営者が命令の対象となった状況（例えば保険の不参加等）を改善しなかった場合、意見を付したアレテにより、当該施設の一時的又は恒久的な閉鎖を宣告することができる（R.322-9条）。

（5）スポーツ行事

スポーツ行事の組織

スポーツに関する競技会・対戦・公開試技会又は行事を組織できるのは、原則として認可を得たスポーツ連盟又はその連盟から許可を受けた場合であるが、それ以外の場合にも行政庁にそれら行事の開催日の少なくとも1ヶ月前に届け出をすることによって許可される（L.331-2条）。しかしながら、この行事が参加者の尊厳、身体的保全又は健康に危害をもたらす恐れのあるとき、行政当局は理由を付したアレテでその開催を禁止することができる（L.331-2条）。一方、公共交通の用に供される公道の全て又は一部において行われる、スポーツの競技・レース・競争を行う場合にも、組織者が行政許可を事前に得る必要がある（R.331-6条）。同様に公共交通の用に供される道路上で動力つき地上車両が参加して行われる集会は、その集会上、同伴車両を含め、200台以下の自動車又は400台以下の2輪から4輪駆動車を数えるとき、届け出の対象となり、それを超える集会は、許可の対象となる（R.331-18条）。

スポーツ行事の秩序の維持

L.332-3条、L.332-4条及びL.332-5条は、スポーツ行事が進行中に、禁止されたアルコール飲料をスポーツ施設内に持ち込むか又は持ち込みを試みた者、酩酊状態でスポーツ施設領域に立ち上がった者、及び酩酊状態で威力若しくは不正な手段をもってスポーツ施設領域に侵入あるいは侵入を試みた者に対して、其々罰則を規定している。また同様に、1）何らかの方法を用いて審判・ジャッジ、選手又はその他の全ての人及び集団に対する憎悪や暴力を観客に煽ること（L.332-6条）、2）人種差別や外国人排斥の思想を想起させる徽章、記号または表象をスポーツ施設領域に持ち込み、携帯し、人目に曝すこと（L.332-7条）、3）花火や打ち上げ花火を持ち込むこと、また正当な理由なくして刑法典第132-75条にいう武器となり得る何らかの物体を持ち込むこと（L.332-8条）、4）スポーツ施設領域に人の安全に危害を及ぼす物体を投げ込む、又はスポーツ施設領域にある固定設備若しくは可動設備を投げ込みの用

途に用いた者あるいはその試みをなすこと（L.332-9条）5）スポーツ施設領域の競技空間に侵入して競技の進行を妨害すること（L.332-10条）は、罰則規定をもって禁止される。加えてL.332-17条は、「認可を得たスポーツ連盟、サポーター団体、スポーツ担当大臣から認可を得たスポーツ行事の際の暴力追放を目的とする団体、及び犯罪事実のあった日の少なくとも3年前に届出をしている人種差別・外国人排斥・反ユダヤ主義との闘いを社会的目的に掲げる団体は、L.312-14条からL.312-17条及びL.332-3条からL.332-10条までにいう違反行為に関して損害賠償請求の権利を行使することができる」としており、スポーツにおいて人種差別や外国人の排斥が助長されることを厳格に防止しているといえよう。

またいわゆるフーリガン対策として、L.332-15条は「県知事は、またパリ市の場合は警視總監が、認可を得たスポーツ連盟又はサポーター団体との間で、L.332-11条からL.332-13条までに定める追加刑に処せられた者の特定に関して連絡を取る」権限を、L.332-16条は、「スポーツ行事に際しての群集行動においてある者が公の秩序への脅威を構成するとき、・・・スポーツ施設に立ち入ること又は近づくことを禁止する」権限を、及びL.332-14条は、「有罪とされた者が外国籍を持ちその居所がフランス以外にあるとき、・・・2年を超えない範囲でフランス領土への立ち入り禁止を裁判所は言い渡すことができる」ことを、それぞれ規定している。

スポーツ行事と興業

A. スポーツ行事の放送中継

スポーツ行事または競技会の興業権を有するのは、それらを組織するスポーツ連盟及びL.331-5条に規定される組織者である（L.333-1条）。しかしながらスポーツ連盟は、スポーツ会社を相手方として、連盟が設立したプロリーグが各シーズンに組織するスポーツ競技会及び行事にかかわる視聴覚的興業権の全部または一部を、無償で譲渡することができる（L.333-1条）。譲渡された視聴覚的興業権はコンセイユ・デタのデクレに定める条件と範囲内で、プロリーグによって商品化される（L.333-2条）。このような視聴覚的興業権の譲渡は、興行権を譲渡されない視聴覚放送機関に対して、スポーツ行事及び競技会の本質を構成する映像とは明確に区別される映像しか撮ることができないことを強いることとなるが（L.333-6条）、連盟とプロフェッショナルリーグが、競技の組織や実施、レフェリーの養成、規律の向上又は若手選手の育成といった、自らの使命を果たすために、全ての画像を自由に利用する可能性は保持されている（R.333-2条）。また、会社が持つ興業権のリーグによる商品化の果実は、一般の利益、及びプロ的活動とアマチュア的活動の一体性や連帯性を保証するために、連盟とリーグ及び会社の間で分配され、連盟と関係

プロリーグが受け取る果実の割合は、連盟とリーグが交わす協約で定める（L.333-3条）と規定されている。

上記の通り、視聴覚的な興業権を十分に保障する一方で、興行権を理由に妨げることができない項目も規定されている。例えば、1）スポーツ行事や競技会に参加するスポーツ選手の表現の自由（L.333-4条）；2）活字又は視聴覚の情報企業の記者及び職員による競技場内への立ち入り（観客及び選手の安全や収容人数と直接関連した制約がない限り可能、L.333-6条）；3）視聴覚放送機関による公の情報提供（短時間の抜粋、興業権を譲渡された視聴覚放送機関を十分特定できるものとする。L.333-7条）や、音声放送機関が国土の全部または一部において、中継または録音により当該行事及び競技会の音声的解説を製作し無償で放送すること（L.333-7条）；4）興業権を譲渡された機関が当該行事及び競技会の相当部分を中継で放送しないとき、別の視聴覚放送機関が当該行事及び競技会の一部又は全体を放送すること（L.333-8条）。

B. プロフェッショナルリーグ

スポーツ法典は、地方自治体またはその公的機関の公務員と職員が、法定労働時間の半分に満たない職務に従事する場合には、地方自治体の許可を得て、非営利スポーツ団体または会社における有給のスポーツ活動を兼職することを認めている（L.222-1条）。すなわち、公務員もプロフェッショナル的な活動を実施することを制限つきに認めているといえることができる。また、未成年のスポーツ実施に関する契約の締結は、1）L.222-6条1項に規定される活動を行う者（スポーツ・エージェント）、2）非営利スポーツ団体またはスポーツ会社、3）当該未成年の代理としてその利益のために活動する者に対する報酬、手当又いかなる形での便宜供与をも伴わず、この規定に反する協約は全て無効とされる（L.222-5条）。

また、報酬を得てなすスポーツ活動にかかわる契約の締結に複数の関係者を引き合わせる業務（スポーツ・エージェント）を、報酬を対価として営む者は全て、スポーツ・エージェント資格証の保有者でなければならない（L.222-6条）。この資格証は、権限を委任された権能を有する連盟から3年を期限として交付され（L.222-6条）その報酬の額は締結される契約額の10%を超えることができない（L.222-10条）。なお、1）スポーツ行事を開催する非営利団体または会社、並びにスポーツ連盟またはその連盟の設立になる機関において、管理的または運営的な業務に従事する者、若しくは過去1年間に当該業務に従事した者、2）犯罪又は規定の違法行為を理由に犯罪記録第2集に記載される刑事訴訟の対象となった者は、スポーツ・エージェント資格証を取得または所持できないことが規定されている（L.222-7条）。

(6) スポーツ振興を担う公的機関に供される財政的措置

フランスおよびフランス海外県でフランス人が行う興業遊戯の掛け金に対して、財政法が定める条件に従う毎年の徴収金は、公的機関に配分されるが(L.411-1条)認可を得た連盟も国から、目的達成協約に定められる条件に従い、財政的援助を受けることができる(R.411-1条)。また、総合税法典320bisZE条にいう条件において、スポーツ行事及び競技会放映権からの資金拠出がスポーツ振興を担う公的機関に対してなされ、この拠出金は地方のスポーツ非営利組織の発展とそのアニメトゥール養成のために用いられることが規定されており(L.411-2条)スポーツ振興を担う公的機関の活動がこのような資金拠出によっても賄われていることが窺われる。

また、スポーツ振興を担う公的機関(フランスオリンピック・スポーツ委員会、スポーツ団体、地方自治体やその組織、及び身体・スポーツ活動の領域で活動する公益団体・組織)に対して実際に財政的な措置を講ずるのは、全国スポーツ振興センターである(R.411-2条)。同センターは、スポーツ担当大臣が定める全体的な方針の枠組みに従い、1)スポーツ実践者数の拡大に貢献する;2)ハイレベルスポーツとスポーツ行事へのアクセスを促進する;3)スポーツにより健康を増進する;4)スポーツ活動の安全とスポーツ選手の保護を向上する;5)スポーツ活動の枠組みを強化する、という任務を担うが、この任務を現物又は現金の形式をとる財政的支援を、スポーツ振興を担う公的機関に付与することによって遂行する(R.411-2条)。

上述のとおり、スポーツ振興を担う団体、スポーツ選手の育成と指導者の養成、及びスポーツ活動を行う上で課せられる義務(例えば保険加入義務)等に関する法制に関して概説した。また、フランスにおける政府のスポーツ領域への介入の広大さについて述べた。今後は本研究で獲得された成果を整理し、スポーツや法・政策に関する学会において公表し、更なる社会的な還元に努めるつもりである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

石井信輝 (2014)

「フランスのスポーツ法典における命令の部分(四)」、『摂南法学』48号、pp.~。(査読付き)

石井信輝 (2013)

「フランスのスポーツ法典における命令の部分(三)」、『摂南法学』47号、pp.57~139。(査読付き)

石井信輝 (2012)

「フランスのスポーツ法典における命令の部分(二)」、『摂南法学』45号、pp.45~115。

(査読付き)

石井信輝 (2012)

「フランスのスポーツ法典における命令の部分(一)」、『摂南法学』44号、pp.55~126。

(査読付き)

Nobuki ISHII and Shinji MORINO (2011)

Sport legislation in Japan, US-China Law Review Vol.8 n°1, pp.66~76。(査読付き)

石井信輝 (2009)

「スポーツ事故の法的責任-フランスの実例をもとに-」、『摂南法学』40・41合併号、pp.143~160。(査読付き)

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石井信輝 (ISHII Nobuki)

摂南大学・法学部・准教授

研究者番号: 00288044

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: